



熊本県公報

号外 第 2 号

平成 23 年 3 月 3 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県新しい公共支援基金条例……………	(男女参画・協働推進課) 2
○熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例……………	(障害者支援総室) 2
○熊本県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例……………	(健康づくり推進課) 2
○熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例……………	(健康危機管理課) 3
○熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例……………	(高齢者支援課) 3
○熊本県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例……………	(農村整備課) 3
○熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例……………	(都市計画課) 3
○熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………	(警察本部) 4

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ **熊本県新しい公共支援基金条例**
 - 1 熊本県新しい公共支援基金の運営に関し、必要な事項を定めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 3 この条例は、平成 25 年 12 月 31 日限り、その効力を失うこととした。(附則第 2 項関係)
- ◇ **熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例**
 - 1 この条例の失効の期限を「平成 24 年 12 月 31 日」から「平成 25 年 12 月 31 日」に改めることとした。(附則第 2 項関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇ **熊本県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例**
 - 1 この条例の失効の期限を「平成 23 年 12 月 31 日」から「平成 24 年 12 月 31 日」に改めることとした。(附則第 2 項関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇ **熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例**
 - 1 熊本県ワクチン接種緊急促進基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
 - 3 この条例は、平成 24 年 12 月 31 日限り、その効力を失うこととした。(附則第 2 条関係)
- ◇ **熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例**
 - 1 基金の設置目的に「介護施設の改修」及び「高齢者等を地域において支え合う体制の整備」を追加することとした。(第 1 条関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- ◇ **熊本県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例**
 - 1 熊本県中山間地域等直接支払基金条例は、廃止することとした。
 - 2 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ◇ **熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例**
 - 1 熊本駅周辺地域鉄道高架化基金の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることとした。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

- 1 熊本市の住居表示整備事業に伴い、下視川町の一部、大窪一丁目の一部及び大窪二丁目の一部の町名が変更されることから、これらの町を管轄する熊本県熊本北警察署の管轄区域の表記を変更することとした。（別表関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県新しい公共支援基金条例をここに公布する。
平成 23 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 1 号

熊本県新しい公共支援基金条例
(設置)

第 1 条 県民、特定非営利活動法人、企業等が公的なサービスの提供主体となる仕組み又は体制の構築に向け、それらの者が自立的に活動することができる環境を整備するため、熊本県新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成 25 年 12 月 31 日限り、その効力を失う。

熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 23 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 2 号

熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

熊本県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成 21 年熊本県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 24 年 12 月 31 日」を「平成 25 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 23 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 3 号

熊本県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

熊本県妊婦健康診査支援基金条例（平成 21 年熊本県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 23 年 12 月 31 日」を「平成 24 年 12 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例をここに公布する。
平成 23 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 4 号

熊本県ワクチン接種緊急促進基金条例
(設置)

第 1 条 市町村が実施する子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を緊急に促進するため、熊本県ワクチン接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。
(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成 24 年 1 2 月 3 1 日限り、その効力を失う。

熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 23 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 5 号

熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
熊本県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成 21 年熊本県条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「又は増設」を「、増設又は改修」に、「促進する」を「促進し、並びに高齢者等を地域において支え合う体制を整備する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例をここに公布する。
平成 23 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 6 号

熊本県中山間地域等直接支払基金条例を廃止する条例
熊本県中山間地域等直接支払基金条例（平成 12 年熊本県条例第 25 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例をここに公布する。
平成 23 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 7 号

熊本駅周辺地域鉄道高架化基金条例
(設置)

第 1 条 熊本駅周辺地域における鉄道施設の高架化に関する事業を円滑に実施するため、熊本駅周辺地域鉄道高架化基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 知事は、第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月3日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第8号

熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例(熊本県警察の警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年熊本県条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表熊本県熊本北警察署の項中「清水万石五丁目」の次に「、下碓川一丁目、下碓川二丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。